



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2011年6月3日

「LT会」会報第 11-09 号(総 86 号)

上海良図商務諮詢有限公司

外国人は中国の社会保険に加入しなければならないか？

中国で初めての社会保険に関する全国的な法律となる、「中華人民共和国社会保険法」が2011年7月1日から実施される。この法律の可決以来、次の一条が中国の外資企業から注目されてきた。

第97条 中国国内で就業する外国人は、本法規定を参照して社会保険に加入する。

この条文の曖昧な表現が、多くの外国人や専門家を困惑させている。7月1日以降、外国人は中国の社会保険(いわゆる“五險”)に加入しなければならないのか？或いは加入することを選択できるのか？

中国人力資源と社会保障部は、5月12日に「中華人民共和国社会保険法を実施にあたる若干規定」の意見聴取案を発表した(今のところ正式施行されていない)。その中でも外国人が社会保険に加入しなければならないのか否かについては、一切言及されていない。

7月1日が近づくにつれ、多くの外資企業や外国籍社員がますますこの条文に注目している。もしも中国の社会保険への加入が強制となれば、外資企業と外国籍社員の負担は増え、外資企業が中国で経営する上でのコストがますます高くなるからだ。今のところ、明確な答えは明らかになっていない状況だ。

2011年6月1日付のイギリスのフィナンシャルタイムズ紙の評論を参考までに紹介します。

中国 外国人社員にも社会保険料の支払を義務化

2011年6月1日

イギリス「フィナンシャルタイムズ」 パティ・ウォターミル

中国の外国企業がコスト増の事態に直面している。7月1日から中国社会保険法が実施され、外国人社員にも適用されるからだ。

一部弁護士によると、中国初の全国的な社会保険法では、外国人を雇用している企業は、中国政府に医療保険、年金、労災保険、失業保険と生育保険等毎月外国人一人につき最大 4324.56 元(667 米ドル)の社会保険料を支払うことになる。個人負担部分だけでも、外国人社員は毎月最大 1285.68 元の支出が増える。

だが、同法にはいくつかの不明確な点がある。例えば、保険加入は自主的な希望なのか、強制なのか、また対象者は海外からの臨時派遣員を含むすべての外国人社員なのか、或いは現地で労働契約を締結している社員に限るのか。香港マカオ台湾籍の社員はどうなるのか、一切不明だ。

北京では地方ごとにいくらかの裁量権があるのか、また全国一律の基準にしたがうのか明らかにされていない。また、中国を離れる外国人社員は一部返還されることが可能なのかもわからない。同法の実施細則が出るまでには数ヶ月係る模様。

中国の労働力コストが急激に上昇している今、外国人社員に社会保険料を納めよというのは、中国における経営コストの更なる増加につながる。上海等の都市の個人所得税税率(最高の一級は 45%)の高さだけでも、既に外国の金融関連の人材誘致の阻害要因と見られている。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

中国欧州商会では、中国人力資源と社会保障部に対し、外国人社員の社会保険加入については選択条項を設定するように申し出ている。同会は近年、ヨーロッパの企業が中国における企業経営環境がますます悪化していると嘆いている。

アメリカのポールヘスティング弁護士事務所の駐上海事務所の中国労働法部門主管のレスリー・リゴナー氏によれば、外国人社員への社会保険加入は強制になる可能性が高いと見ている。「このことによる労働力コストへの影響は大きい。」また、彼女は一部の外資企業では、これまでの高額な医療保険をやめざるを得ないかもしれないと言う。

又、ドイツテイラーウェッシング法律事務所の駐上海事務所のラルフ・コピット氏は、「この法律が実施されれば、中国内での就業許可を持ち、中国滞在が最も短い外国人への影響が大きいだろう。」と言う。

君合法律事務所のジェフリー・ウィルソン弁護士は上海アメリカ商会を代表して、新社会保険法に関する意見書選定に参加した。彼は恐らく近いうちにこの規定が実施されることはないだろうと見ている。だが、多くの中国に駐在する弁護士達は、将来的には外国人社員が社会保険に加入するのは避けられないだろうと見ている。

以上